時の話題

木材関連産業11団体が政府へ陳情

「アベノミクス」効果の裾野への浸透を求めて

過去最多18件の要望を提出！！

日本木工機械協同組合理事長の原口博光氏（日新興産㈱）を中心に木材関連産業の一一団体の連名による陳情活動が、政府、関係省庁に対して去る一二月一二日㈭に行なわれ、一六日㈪に業界紙誌に対して発表された。

この活動は、日本経済の要となるべき住宅・木材産業において、素材・設備生産の立場からの要望を訴える目的で二年間続けられている。

陳情活動に賛同した一一団体は、

▽日本木工機械協同組合（原口博光理事長）、日本合板工業組合連合会（井上篤博会長）、（一社）日本木工機械工業会（宮川嘉朗理事長）、日本合板商業組合（足立建一郎理事長）、全日本木工機械商業組合（桑原柾人理事長）、日本繊維板工業会（澤木良次会長）、日本機械鋸・刃物工業会（渡邉将人理事長）、日本木造住宅耐震補強事業者協同組合（小野秀男理事長）、（一社）日本家具産業振興会（加藤知成会長）、全国建具組合連合会（小松俊悦会長）、東京都家具工業組合（山口千絵子理事長）

今回の要望書では、国産材や地域材という内部へ向かった視点ではなく、カナダ材・米材などと同様にグローバルの中での「日本材」の国産国消を考えるべきだと、新たな表現が用いられている。

その日本材スギの枠組壁工法規格の創設を始めとして、五十数件にも上る木質系バイオマス施設の申請を危惧する上で「カスケード利用推進」への強い要望。そして木工機械展主催者に対する補助制度。これは、地球温暖化抑制効果を持つ森林と炭素固定に資する木材の利用推進する木工機械展が、木材利用・加工について産学官が一体となって勉強する総合展として発展していくために求められている。

また、消費税増税に伴い住宅取得へ大きな影響が考えられることから、生前贈与の非課税枠の拡大と、長年の想いである住宅取得時の消費税撤廃は、続けて求められている。

木材需要の拡大に伴い供給量不足が問題視されつつあることから、安定供給のための対策を、国全体での需要供給を考えることと、単年度予算から五年間の複数年度予算に移行することを要望。

最後には、去る一二月に成立した産業競争力強化法が、国の七割を占める中小企業への恩恵が薄いものだとして、木材産業の競争力強化策として、設備投資を活性化させる補助金、融資金利の大胆な制度改革を求めている。

これらを含めた要望の総数は、過去類を見ない一八件という多さ。それだけ政策の方向性によって産業の行く末が左右され、その方向性が我が木材産業へ中々向いていないことの表れなのだろう。

思い切った構造改革への一歩を、一八件もの要望を提出せずとも済む時期の到来を、切に願うものである。

「供給量と需要量のバランスからして円高は日本の国力にそぐわない。現実、円高によるデフレで日本企業がどれだけ倒産したか、大企業が世界市場から撤退したか。今の為替相場から約二五％も貨幣価値が高くて、輸出大国がグローバル社会を勝てるはずがない。それを企業の経営努力の問題だけで論じられては……。

本当にアベノミクスを成功させようと思うのならば、「ここまでやるのか」というレベルまで良いことをどんどんやらないと、デフレからは本当に脱却できない。今は色んな政策で貨幣を流通させようとしているが、金融・生保・証券業界に溜まってしまっている。これを市場の底辺にまで回るように、中小企業の国民レベルに浸透させないと、本当の意味で景気回復の実感は得られない。実感を得るためには、大胆な構造改革含めた施策を講じないといけない」。（原口博光氏談）

▲太田昭宏 国土交通大臣（中央）

▲原田義昭 衆議院外務委員会筆頭理事（中央）

▲石田祝稔 公明党農水部会長（中央）

▲田中良生 経済産業大臣政務官（中央）

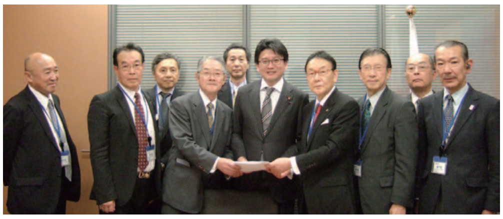
▲武部 新 自由民主党農水部会委員（中央）

▲沼田正俊 林野庁長官（中央）

※同行された方々（敬称略）
原口博光（日本木工機械協同組合 理事長）、宮川嘉朗（（一社）日本木工機械工業会 理事長）、川喜多 進（日本合板工業組合連合会 専務理事）、野崎 宏（全日本木工機械商業組合 副理事長）、長谷川 徹（日本機械鋸･刃物工業会 専務理事）、吉川章彦（日本合板商業組合 事務局長付）、石黒將介（日本木工機械協同組合 副理事長）、雨宮礼一（（一社）日本木工機械工業会 所長）、池田治正（日本木工機械協同組合 事務局長）

内需の柱としての住宅・林業・木材関連産業政策の提案

古事記にも書かれているようにスギ材は日本固有種である。

その特性は、断熱・保温・調湿のほか大気汚染浄化機能が高く、生理的に落ち着いた状態（血圧を安定）にし、疲労感の回復が早く、リラックスさせる事が各種実験によって証明されている。

日本は国土面積（三七八〇万ha）の三分の二が森林面積（二五一〇万ha）で、その六〇％が人工林（一一二〇万ha）。スギは人工林の四四％を占めている。

国土と水を健全な状態に保つ上で、植林された木材（六〇年分の蓄積）を活用し、炭素固定に資する木材利用を推進し、地球温暖化防止（Co_2排出削減）に資するスギ材の木造住宅、公共建築物の利用拡大を推進する新たなる規格の創設が重要である。

汚染物質が偏西風に乗って、中国、韓国から運ばれてくる現状からも、スギ材の一層の活用が望まれる。森林吸収源対策として、森林整備・保全の推進が必要である。

木材産業としては、地球温暖化防止（Co_2排出削減）を進めていく上で、炭素固定に資する木材利用を推進するための助成制度の創設を要望します。木材は重量の半分が炭素で、燃えるか、腐朽しない限り炭酸ガス（Co_2）は発生しない。この木材の特徴を利用している木材・木材関連製品（合板・繊維板・集成材・木質ボード、木製家具・建具、製材等々）は常に炭素を保有し、商品としてある限り、炭酸ガスを放出しない。木造住宅・建物はあらゆる木材、木材関連製品の集合体である。最近行われたLCA（ライフサイクル評価）では、木造、鉄骨造、コンクリート造の住宅の環境に対する影響を比較し、材料の生産と建設において、鉄骨造の場合は二六％、コンクリート造の場合は三一％も、木造に比べて温室効果ガスの排出量が多いと報告されている。

健全な森林が健全な河川を維持し、豊穣の海を育んでおり、このリサイクルが日本の直面しているCo_2排出削減と食の安全・自給率向上に貢献する事になる。

政府主導の産業政策（住宅、農業、漁業、エネルギー）はその国の産業の成長力や競争力と雇用に多大なシナジーをもたらす。

日本の森林再生、地域経済の成長、地球環境の保護、そして地震や災害から国民の安全と健康を守る住環境の充実に貢献するため、諸政策の推進に当たっては、是非とも合板、繊維板、製材等の日本材（地域材）の利用促進を明確に位置付けて頂き、我が国林業・木材産業の長期的、持続的発展という観点から次葉の対策を要望します。

1、日本材（スギ材）の枠組壁工法の創設（国土交通省、林野庁）

スギ材を活用した国産枠組壁工法規格の創設

2、木造住宅にスギ材を広範囲に活用する規格の創設（国土交通省、林野庁）

3、日本材原木のカスケード利用の推進（経済産業省、林野庁）

木材をマテリアルとして活用している産業は、市場規模二二兆円、従業員七一万人程度になると推測される。

合板・繊維板業界、家具・建具業界、紙加工業界、更に関連する業界として、住宅産業界、木工機械業界等関連業界の広がりも大きいものがある。

平成二一年に成立した「バイオマス活用促進基本法」では、第八条に「バイオマスの活用の推進は、まずバイオマスが製品の原材料として利用され、最終的にエネルギーとして利用されるなど……」とマテリアル利用の優位性を明示している。木質バイオマス発電のための「固定価格買取制度」の推進に当たっては、原木はまず合板、繊維板、家具、建具等の木材製品として利用され、パーティクルボード等への再利用を経て、最終的に燃焼されて熱源や発電用に利用される「カスケード利用」を確保していただきたい。

4、木工機械展示会への補助制度の創設（経済産業省、林野庁）——地球温暖化防止（Co_2排出削減）を進めていく上で、炭素固定に資する木材利用を推進するための展示会主催者に対する補助金の創設。

戦後の非木材化路線を大きく転換して「公共建築物等木材利用促進法」が制定されている。同法は「低層の公共建築物は原則全て木材化を図る」とし、また「高層・低層に関わらず人の目に触れる機会の多い部分の内装や設備も木質化を推進する」ことと謳っている。

これは木材の需要拡大を目指すと共に木材利用への国民の意識向上を狙ったもので、ひいては国産木材資源の利用拡大や森林の整備、林業の再生が念頭に置かれている。

こうした状況の中で木材加工の新しい技術や設備に対する要求はより高まっていくと思われ、現在、東京および名古屋で開催されている各木工機械展示会は独自に、学会との協力体制の強化、日本材の利用拡大を目指す勉強会との連係や情報発信等を通じ木工機械展の目指すべき道筋を探っている。

国として、木材の利用促進の方向が示された以上、木材の需要拡大を目指して行く為には、木材加工に関する各方面の新しい技術に対する知識・対応力の向上や、木材利用知識の一般市民への啓蒙が不可欠であり、社会の窓としての木工機械展示会は重要である。

木の利用、加工に関する勉強の総合展として、産・学・官が一体と成って木工機械展示会を健全に発展させていく上で国の助成が必要である。

5、合板製造業に係る規制緩和——現行の三五％から六五％へ（経済産業省、林野庁）

工場立地法に基づく、合板製造業に係る工場立地に関する「敷地面積に対する生産設備の面積の割合」を現行の三五％から六五％にする。

6、生前贈与、非課税枠を三千万円へ（国土交通省）

「アベノミクス」の三本目の矢である「成長戦略」として、住宅取得資金の生前贈与の非課税枠を三千万円まで広げれば、世界一の金融資産が動き出し、現時のデフレ対策としてもその効果は大なるものがある。

ここに昔の家族の温もりが蘇り、本格的二世帯住宅は居住空間の質の向上を生み、良質な居住環境は適切な家族教育として、お年寄りが子供と接する本来の日本のリズムを生み出す。

住宅取得に限定する事によって、親から子への単なる資産移動としての貯蓄（眠れる資産）を防ぎ、経済を活性化させる事が出来る。

7、住宅取得に関する消費税の撤廃（国土交通省）——住宅消費税は据置、将来は廃止（先進諸国並へ）

住宅取得は、個人が高額の資産の取得でいわば一生に一度という高額な投資となる。個人資産形成により国民の生活の安定に寄与するものである。欧米各国で、住宅取得に関し消費税の課税が行われている国は少なく、我が国も住宅取得に関して非課税とする。

8、木材の需要拡大（林野庁、国土交通省）

昨年七月に閣議決定された「森林・林業基本計画」では、平成三二年までに木材自給率五〇％を目指しているが、現在我が国の木材需要の七〇％が輸入材。

合板関係では約五〇〇万m^3の日本材原木を利用することとなっている。この目標達成のためには、日本材合板の需要拡大のため早急な取り組みが不可欠である。

9、木材加工関連機械設備の減価償却資産の耐用年数期間の短縮と選択（経済産業省、林野庁）

木材加工関連機械設備の償却は四年から一〇年の範囲に於いて、各事業者が選択することができるように改善する。

10、環境配慮木造住宅部材加工の効率的な製造設備の整備・廃棄・新設への助成制度の創設（経済産業省、林野庁）

耐震・耐火・耐久・防災・安全の長期優良住宅の建設促進のため、木造枠組壁工法部材加工工場（コンポーネント工場）及び軸組工法（在来工法のプレカット工場）の製造設備の整備・新設等（等には、設備廃棄を含む）に対する新たな助成制度を創設する。

Co^2排出二五％削減の達成と内需拡大による雇用創出を国是とするのであれば、長期優良住宅・建物の振興を図るに当って、日本材、輸入材に関わらず、その基盤整備として、木材産業の国内製造・加工設備機械の一層のコンピューター化を推進し、製造・加工の国内回帰を図る内需拡大策の抜本的取組が不可欠です。また、そのための既存設備の廃棄のための補助制度も不可欠である。

○枠組壁工法・軸組工法の部材加工機械補助率を二分の一とする。

11、日本材合板、繊維板の需要拡大（国土交通省、林野庁）

住宅の壁・床・屋根等の構造用部材はもとより、学校等公共建築物、コンクリート型枠、フロアー台板、選挙用ポスター掲示板、土木用敷板等に、積極的に日本材合板、繊維板が使用されるよう、国、地方公共団体関連団体、業界等を対象とした需要拡大のための施策実施。

12、木材利用ポイント事業の拡充・延長（林野庁）――木材利用ポイントの平成二六年度継続実施（平成二五年度補正予算）

木材利用ポイントについては、平成二四年度補正予算において、平成二五年度から一年間の実施として四一〇億円の予算が決定し、実施されている。

然るに、準備期間が短く、住宅新設、改築希望の施主並びに販売・建築工務店に、趣旨の徹底が遅れるとともに対象期間も短期になっているのが現状である。日本材を含めた木材の利用拡大と木造住宅の取得意欲の高進の為、平成二六年度の「木材利用ポイント」補助金の継続を実施。

13、新製品開発・技術開発の促進（経済産業省、林野庁）

耐震性、耐久性、省エネ性、耐火性等に優れた合板、繊維板等の開発、及びその活用のための木材加工機械の技術開発を促進する。

14、地球温暖化防止（Co^2削減）に貢献する木材関連産業における設備資金の低利融資及び減税の大幅な拡充。（経済産業省）

15、省エネ基準（新）、低炭素住宅への対応に対する木材利用への優遇措置。（国土交通省）

16、日本材原木の安定供給（林野庁）

本年秋に入り日本材原木が不足し合板等の木材製品の安定的供給に影響が出る事態となっている。この原因は、①木材製品の需要増大（住宅建設の回復等）、②林業労働力不足（高齢化、他の公共土木事業への流出等）、③治山事業（本数調整伐等）の優先、④気象災害等が挙げられている。合板メーカーの中には、製品の持続的な生産・供給のためには、輸入原木に頼らざるを得なくなると窮状を訴えているところがあり、日本材原木の出材回復のため国有林、民有林ともに早急な対策を実施。

17、日本材国産国消（林野庁）

地域材地産地消の概念を日本材国産国消という日本国として、地域という境界を越えて、日本材の供給、需要を図ることが木材自給率五〇％への道程になる。

木材自給率二八％から五〇％の目標が国是であれば、空間軸としては、今日迄の名称や概念に固執することなく供給、需要を拡大する目的に沿った方法・手段、並びに時間軸としては、単年度予算から複数年度予算（五年有効）とし、受付期間も撤廃し、常時受付に移行。長期的スパンに基づく、計画的、有機的、実効性ある予算配分を行う。

18、競争力強化策として、木材産業の設備投資を支援する補助金並びに設備資金の画期的低利融資の実施。（経済産業省）

二〇〇六年以降日銀のデフレ志向金融政策によって、日本経済はデフレ・円高・不況・空洞化といった諸悪で輸出や生産が激減し、企業収益の悪化に陥った。これらの事象は日銀、財務省の責務であり、円の過大評価が輸出企業、製造業を荒廃させた。

「アベノミクス」によって、日本停滞の原因が為替政策や金融政策の失敗であった事が証明されつつある。但し、「成長戦略」が従来にない誘発効果が高い施策でなければ消費税引上げに伴う反動減を緩和することは出来ない。

「アベノミクス」が日本経済のみならず世界経済の繁栄にとって重要な位置付となるには、先進国並みの「住宅消費税」や「食料品」の軽減税率の導入が必要である。

時代が大きく改革する時、歴史が証明する如く、トップダウンのみが事を達成できる。即ち、帳尻合わせの「税制調査会」ではなく、歴史的「アベノミクス」を提唱推進した安倍首相の政治決断である。

設備投資の「即時償却や税額控除」は黒字企業を対象としたものであり、その効果は極めて限定的で「成長戦略」とはいえない。事業所比率九九・七％、従業員比率七〇％の中小企業が研究、開発、生産する基盤に対する融資制度、中小企業が育んだ「無形の資産」はキャッシュフローで評価できない。

すなわち、中小企業の七〇％は対象にならないことになる。

そうした大半の日本独自企業群によって日本経済の基盤は構成されている。設備投資の大胆な活性化により、雇用増大と賃金上昇を図ることが重要である。

木材産業に於ける設備投資への補助金並び低利融資

○対象設備＝少人化、生産効率向上に資するもの。工業団体等の証明書付設備

○対象設備補助金＝五〇％

○対象設備資金融資金利＝〇・八％

○据置期間＝二年

○融資期間＝一〇年以内（据置期間含）

○申請有効期限＝三年間の時限立法

以上